

船舶事故調査報告書

平成30年11月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成30年5月16日 14時20分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市与那覇前浜ビーチ南方沖 <small>くりま</small> 来間三等三角点から真方位060° 1,400m付近 （概位 北緯24°43.9′ 東経125°15.8′）
事故の概要	水上オートバイプレジデントは、前進惰力で漂泊中の浮体に接近中、浮体に接触し、浮体の搭乗者3人が負傷した。
事故調査の経過	平成30年5月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ プレジデント、0.2トン 250-57031 沖縄、株式会社K&C（A社） 3.02m（Lr）×1.12m×0.45m、FRP ガソリン機関、183.90kW、平成26年7月 B 水上オートバイ ところてん2、0.2トン 250-56912 沖縄、A社 3.02m（Lr）×1.12m×0.45m、FRP ガソリン機関、183.90kW、平成26年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年11月26日 免許証交付日 平成27年11月24日 （平成32年11月25日まで有効） B 船長B 男性 29歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年3月9日 免許証交付日 平成30年3月9日 （平成35年3月8日まで有効）
死傷者等	重傷 2人（搭乗者）、軽傷 1人（搭乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力3、視界 良好 海象：海上 平穏

<p>事故の経過</p>	<p>船長Aは、与那覇前浜ビーチ（以下「本件ビーチ」という。）で知人と共にA船をレンタルし、知人が先にA船を操縦していたので、A船及び‘B船がえい航する別の知人5人（以下「搭乗者B₁」、「搭乗者B₂」、「搭乗者B₃」、「その他の搭乗者2人」という。）が乗ったバナナボートと称する浮体’（長さ約3.9m、最大定員5名、以下「本件浮体」という。）の遊走する様子を本件ビーチで見ている。</p> <p>船長Aは、知人と交替してA船に1人で乗り組み、本件ビーチの約300m南方沖で遊走した後、西方を向いて漂泊していた本件浮体上の知人に話し掛けようと思い、平成30年5月16日14時19分ごろ本件ビーチを発進した。</p> <p>A船は、本件浮体に向けて約40km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で直進した後、約15km/hに減速し、本件浮体の約15～20m手前で船長Aがスロットルレバーを放した。</p> <p>A船は、惰力で本件浮体に向かって前進し、本件浮体に約5mまで近づいたところ、船長Aが、思っていたより惰力が残っており、本件浮体に衝突する危険を感じ、衝突を避けようとハンドルを左に切りながら、スロットルレバーを握って急旋回したものの、14時20分ごろ右舷船尾部と本件浮体の右側前部とが接触した。</p> <p>B船は、A社に所属する船長Bが1人で乗り組み、客である船長Aの知人5人を乗せた本件浮体を約20mのロープでえい航し、14時10分ごろ本件ビーチを発進して5分ほど遊走した後、エンジンを停止して漂泊した。</p> <p>船長Bは、船尾方を向いて、B船が停止した惰力で約10mの距離に近づいた本件浮体の搭乗者と会話をしていたところ、A船がゆっくりと本件浮体に向かってきた後、本件浮体に近づき、急に速力を上げて左に急旋回し、本件浮体に接触したことを認めた。</p> <p>船長A及び船長Bは、本件浮体の搭乗者全員が落水し、本件浮体の前側に乗っていた搭乗者B₁、搭乗者B₂及び搭乗者B₃が足から出血するなど、負傷していることを確認して搭乗者B₂をA船に乗せ、搭乗者B₁、搭乗者B₃及びその他の搭乗者2人を本件浮体に乗せて本件ビーチに戻った。</p> <p>船長Bは、本件ビーチにいたA社のスタッフに通報するように伝え、14時24分ごろA社のスタッフが118番及び119番通報した。</p> <p>搭乗者B₁、搭乗者B₂及び搭乗者B₃は、病院に搬送され、搭乗者B₁が右腓骨近端骨折、右大腿部及び右肘打撲、搭乗者B₂が右脛骨開放骨折、搭乗者B₃が右前脛骨部挫創、右大腿部及び左側胸部打撲とそれぞれ診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本件浮体 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A社は、水上オートバイのレンタル及び浮体に客を乗せて水上オー</p>

	<p>トバイでのえい航などを行うレジャー業を営んでいた。</p> <p>本件浮体の搭乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長Aは、水上オートバイの操縦経験が約15年間あり、以前は毎週操縦していたが、最近は年に1、2回の操縦だった。</p> <p>本船は、本事故当時、船体及び機関に不具合又は故障はなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件ビーチ南方沖において、本件浮体に向けて航行中、船長Aが、スロットルレバーを放して惰力で本件浮体に向かって前進し、本件浮体に接近したことから、本件浮体に衝突する危険を感じ、衝突を避けようとハンドルを左に切りながら、スロットルレバーを握って急旋回したものの、右舷船尾部と本件浮体の右側前部とが接触し、本件浮体の搭乗者3人が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が、本件ビーチ南方沖において、本件浮体に向けて航行中、船長Aが、スロットルレバーを放して惰力で本件浮体に向かって前進し、本件浮体に接近したため、本件浮体に衝突する危険を感じ、衝突を避けようとハンドルを左に切りながら、スロットルレバーを握って急旋回したものの、右舷船尾部と本件浮体の右側前部とが接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A社は、本事故後、次の改善措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイのレンタル時、操縦者に本事故があったことを伝え、浮体等に近づかないことを求めるなど注意事項の説明を強化した。 <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、被引浮体、遊泳者等の付近で航行したり、近づいたりしないこと。

付図1 事故発生場所概略図

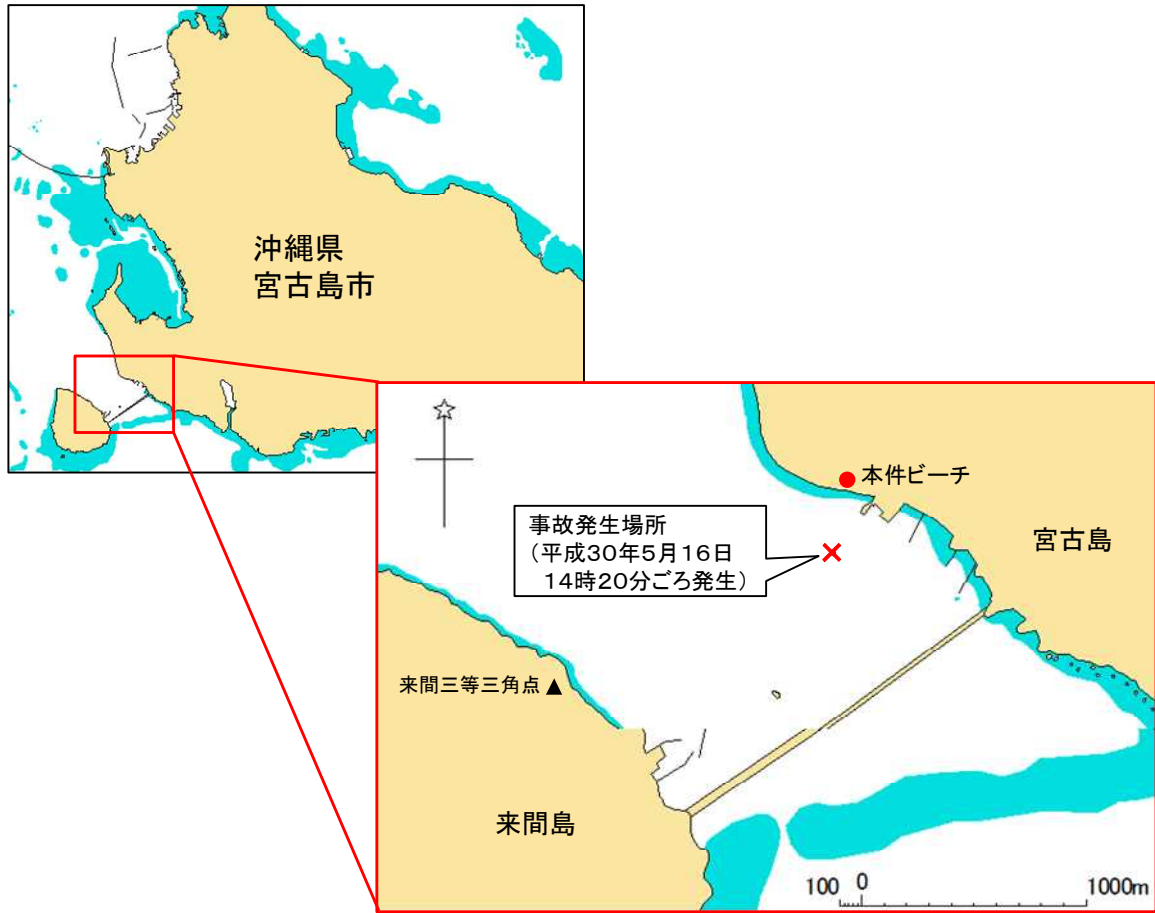


写真1 本件浮体

